

放送大学における心理演習・ 心理実習の授業づくりの観点に向けた探索的検討

波田野 茂 幸¹⁾

An Exploratory Study Towards a Perspective of Class Planning for “Seminar in Psychology” and “Practical Training in Psychology” at The Open University of Japan

Shigeyuki HATANO

要 旨

公認心理師法は2015年9月9日に成立し、2017年9月15日に施行された。2022年度は公認心理師法施行後5年目にあたり、公認心理師法附則第5条に基づき施行状況についての検討をし、制度を見直すために公認心理師の活動状況の調査及び関係者との連携についてヒアリングが実施された。さらに、複数の団体による養成課程についての調査も行われた。放送大学では、2019年度第1学期より学部段階における公認心理師対応カリキュラムを開設している。公認心理師対応カリキュラムには心理演習と心理実習の科目が含まれているが、本学では2022年度より開講している。

そこで、本稿では公認心理師制度5年目の見直しに向けたヒアリングや調査により明らかにされた課題や提言について、特に心理実習にかかわる内容について注目し、その一部を紹介してみたい。その上で本学の心理演習や心理実習の実習担当教員の一人として、授業における学生の発言やレポート等の内容から筆者が感じていること、授業を実施してみたの感触に基づきながら心理演習・心理実習の在り方について検討し、本学における今後の授業づくりに向けた観点の抽出を試みることを目的としていきたい。

ABSTRACT

The Certified Public Psychologist Act was enacted on 9 September 2015 and enforced on 15 September 2017. The year 2022 is the fifth year since the Certified Public Psychologist Act has become effective, and to review this system by examining the enforcement status based on Article 5 of the Supplementary Provisions of the Certified Public Psychologist Act, surveys on current activities of certified public psychologists and interviews of their cooperation with relevant parties were conducted. Furthermore, surveys on training programs by several organizations was also conducted. The Open University of Japan has been establishing a curriculum for certified public psychologists at the undergraduate level from the first semester of 2019. The curriculum for certified public psychologists includes subjects for “Seminar in Psychology” and “Practical Training in Psychology”, however this university started offering these subjects from 2022.

Therefore, this research focuses and introduces the issues and suggestions that were clarified through interviews and surveys towards the review of the fifth year of the Certified Public Psychologist Act, particularly those related to “Practical Training in Psychology”. Moreover, the purpose of this study is to examine the current state of “Seminar in Psychology” and “Practical Training in Psychology” and to try extracting a perspective for the future class planning, that was implemented by examining “Seminar in Psychology” and “Practical Training in Psychological” based on the author’s feelings and impressions from the contents of students’ statements, reports, and from conducting classes.

¹⁾ 放送大学准教授 (「心理と教育」コース)

1. 問題と背景

公認心理師法は2017年9月15日に施行されたことで、心理専門職の国家資格として公認心理師が誕生した。公認心理師養成課程は学部段階におけるカリキュラムと大学院段階におけるカリキュラムの両者を学修することで公認心理師受験資格を得ることができる。

一方、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会により資格認定がなされている臨床心理士は既に30年以上の実績があるが、学部での学修については規定がなく指定大学院での養成課程を学修することで臨床心理士受験資格を得ることができる。両者の資格養成課程上の制度設計の違いは、学部段階に養成教育課程が定められているか否かという点にある。

このように現在の心理専門職養成は国家資格となる公認心理師制度が施行したことにより、学部段階から資格取得に対応するカリキュラムが整備されるようになり、その枠組みに基づく教育が行われるようになってきている。臨床心理士は臨床心理学の原理と技術に基づく専門的な心理的援助を行う心理専門職であり、公認心理師は心理学に関する様々な知識及び技術によって、要支援者やその関係者に対して指導、助言、援助を行う心理専門職といえる。両者の養成カリキュラムにおいて共通して重要視されている科目が臨床実習である。いずれも臨床実習を行い、その体験に基づいて指導を受けていく実習教育を通して援助実践について学び、実践家になった後の研鑽の礎としていくことが目指されている。

実際に心理的援助という実践活動を行っていくためには、心理学や臨床心理学の知識を単に有しているだけでは不十分であり、実践を行う主体としての自分自身が他者に対してどのように向き合っているかについて常に自覚的であると同時に、自らの臨床的行為を吟味し検討する省察力が求められる。そのことは対人援助を行う実践家では共通して求められる援助者の自己覚知であるが、特に心理専門職にとっては大切になってくると考える。なぜならば、心理専門職は他者と向かい合ったときに生じる自らの心の動きや実感を感じ取ることから、クライアントや要支援者の心の世界を理解する手掛かりとしていく側面があるからである。この点は心理専門職にとって必須の専門的資質になるが、それをどのように教育していくのかという点は養成教育での課題になると考える。

このような臨床的行為についての学習は、自分が相手に対して「どのようにかかわっていくのか」という側面と「どのようにかかわっているのか」という両者の側面について知り、照合させていく中で、自らの在り方について発見的に自覚していくことを積み重ねる学習過程を通して習得されていくと考えられる。

臨床心理士養成課程での指導経験のある中村(2005, p. 115)は、「臨床実習こそが心理臨床の教育・訓練課程における中核的な位置を占めるものである」と指

摘している。原理を学び知識を得ていくことと、それを用いていく技術を習得することに加えて、援助を必要としている相手の状態に即して、自分はどうのように援助を提供していくことができるのかについて考え、それを体現することの訓練が実習教育には含まれている。このことを通じて、学生は心理学や臨床心理学の知識を習得する学習者という立ち位置から、心理学や臨床心理学の知識に基づいて他者に関わる実践家になっていくための過程を体験していくことになると考えられる。そして、このような体験過程は心理専門職として今後の活動をしていくために必要な専門性を研鑽する上での雛型になると考えられる。したがって、養成教育における実習教育は、援助活動を行う実践家になるための基礎作りを行っていくことといえる。このように実習教育は養成教育において重要となるが、学部段階から心理専門職養成に対応する実習教育についての検討が求められるようになったのは公認心理師養成課程についてからであり、ごく最近のことである。そのため、学部段階の養成カリキュラムについては検討を行う上で十分な実践報告や知見が得られていない。

以上のことを踏まえた上で、放送大学の公認心理師学部段階カリキュラムにおける心理演習や心理実習について、本学の学生に対してどのような実習教育を行っている現状があるかについて概要を説明し、本学においてはどのように実習教育を展開することで学生の学びの展開に寄与できるかについて、その観点を探索することを本稿の目的としてみたい。

ところで、最近厚生労働省が公認心理師養成に関する5年の見直しを行っていくため、その基礎資料を得ることを目的にいくつかの調査を行った。また、それらの結果を踏まえ、複数の団体からカリキュラムに関する提言も出されている。その調査結果や提言の一部について概要を示しながら、学部段階における公認心理師養成カリキュラムの「心理実習」に関する現状について最初に概説してみたい。次に本学における心理演習・心理実習の実習担当教員の一人として授業に携わる中で感じていることの言語化を通し、現在までの授業体験について整理を試みてみたい。その上で、本学において授業を実施していく上での観点が抽出していけるように若干の考察を試みたい。

2. 公認心理師の現状と養成校への実態調査

(1) 公認心理師の現状と養成カリキュラム

2017年9月15日に公認心理師法が施行されてから2023年で6年目を迎えた。厚生労働省(2023a)での社会保障審議会障害者部会(第136回)資料によれば、2023年3月末時点での公認心理師登録者は69,875人と報告している。補足であるが、2022年度までの臨床心理士資格取得者累計数が40,749名となっている(日本臨床心理士資格認定協会HP)。数の上では、既に公認心理師有資格者が臨床心理士を上回っているが、現在

の公認心理師登録者は経過措置ルート（Gルート）による受験により合格した臨床心理士が相当数含まれていると考えられているため、現在の公認心理師の大半は臨床心理士であると考えられる。また、現状の増加の様子から今後も公認心理師登録者は年々増加していくことが想定される。

ところで、公認心理師養成における学部段階での心理実習については宮崎（2019）や波田野（2019）による説明がある。宮崎（2019）は学部段階の養成カリキュラムについて、「公認心理師四業務」を「主要五分野（保険医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）」との関係において整理し、その上で学部のカリキュラム構造を示している。そこでは〈心理学基礎科目〉として「心理学概論」「臨床心理学概論」「心理学研究法」など12科目、〈業務理解科目〉として「公認心理師の職責」「心理的アセスメント」「心理学的支援法」など3科目と「主要五分野」対応科目として「健康・医療心理学」など5科目、〈業務体験科目〉として「心理演習」と「心理実習」の2科目をあげて位置づけている（図1）。業務体験科目について宮崎（2019, p.40）は公認心理師の業務と照合させながら、知識として得て理解したことについて「行為としてできるようになる」ために業務体験科目があると説明している。同時に「心理演習」と「心理実習」の関係性について、「泳ぎ方」の習得を例として示しながら、「プールでの泳ぎ方を覚えたとしても、川や海でおぼ

れている人を助ける場合の泳ぎ方ができるようになるためには、さまざまな難しい状況に対応した泳ぎ方を身につけていくが必要になる」としている。つまり、「心理演習」において模擬的体験を通じた学習を行い、「心理実習」では実際に業務が行われている実践現場に赴き見学することで、各分野の業務内容とその実際について知り、分野ごとの実践現場に応じた実践の展開について学習する意味を説明している。

波田野（2019）は、学部段階における心理演習と心理実習の関連について大学院における心理実践実習との連続性の中で捉え、実習生の視点から各段階における学習内容について図式化している（図2）。この図によれば、大学院における「心理実践実習」での要支援者やその関係者にかかわる実習を想定して、「心理演習」においては「現場を捉えるための観点」を模擬的学習により形成し、その上で「心理実習」においてこれまで学習した知識が実践現場ではどのように展開されているかについて体験的に学習することで実践現場の具体的なイメージを作ることが目的になることを説明した。宮崎（2019）と波田野（2019）はいずれも、大学院における心理実践実習と学部段階での心理実習について、連続性の中で実習を位置づけてその関係について述べている。岩山（2021）は「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」（公認心理師カリキュラム等検討会、2017a）の報告書と議事録を参考にしながら、「心理実習」の内容に関わる議論の推移を詳細に

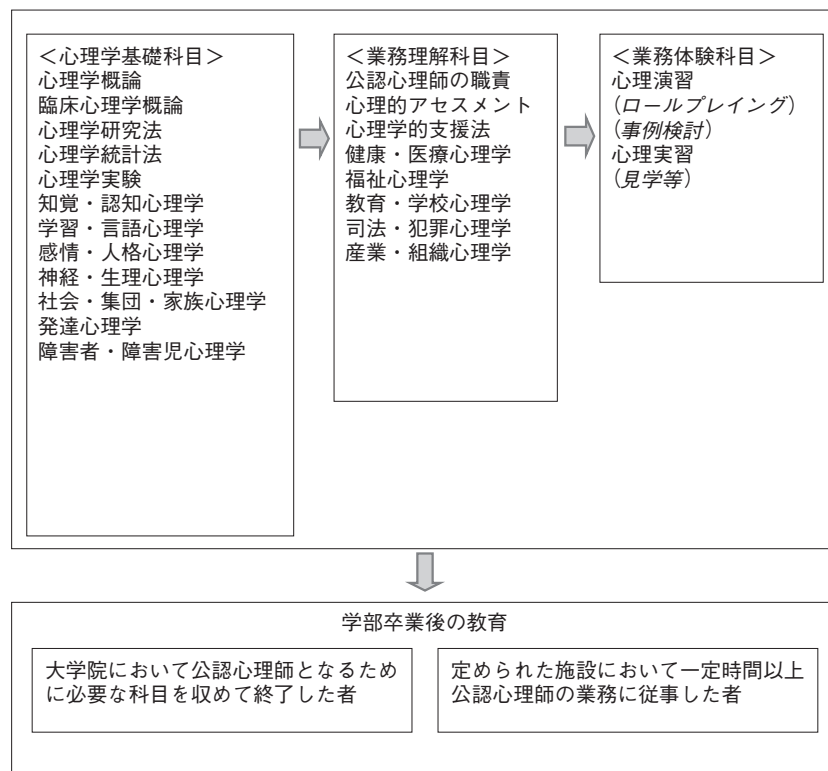


図1 「公認心理師の4業務」と「主要5分野」から見た学部のカリキュラム構造

（出所：宮崎、2019、p.40）

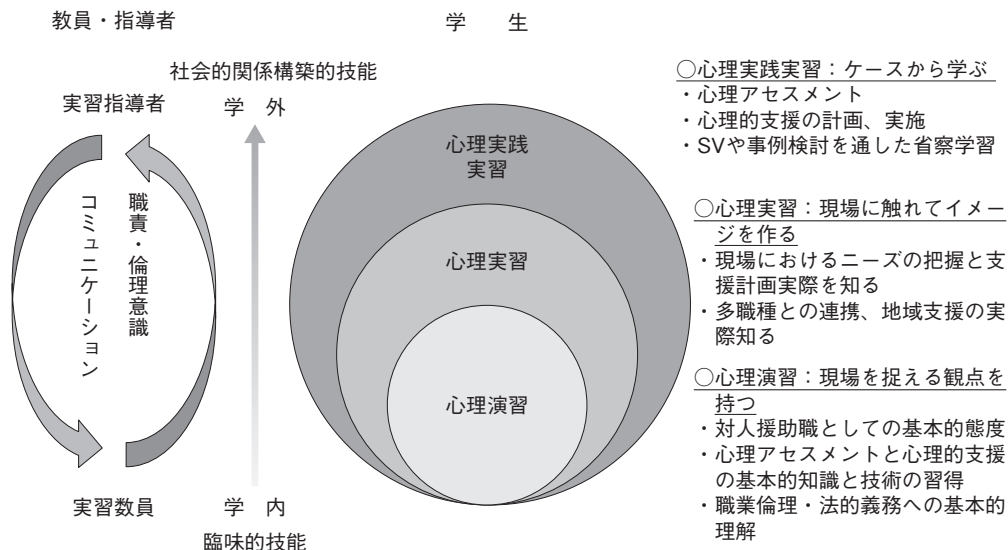


図2 「心理演習」・「心理実習」・「心理実践実習」の内容と関係 (出所：波田野、2019、p.40)

表1 「心理実習」の内容に含まれる事項

No	内 容
1	実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。具体的な施設についてはp.19「法第7条第1号及び2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」とおり。ただし、経過措置として、当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適量行う。
2	実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。
(※)	(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携 (ウ) 公認心理師としての職業及び法的業務への理解

(出所：公認心理師カリキュラム等検討会、2017a、p.16)

分析し、「心理実習」の内容が定められていく過程について説明している。その結果、見学を中心とする現場体験により、それまでに学んだ多職種連携や職業倫理および法的義務などをはじめとした領域共通の基礎知識についての理解をさらに深めていくものとして位置づけられていると述べている(岩山、2021)。

そして、心理実習の内容は第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム(公認心理師カリキュラム等検討会、2017b、p.5)で示された「心理実習に含まれる事項」(表1)に最終的にまとめられるが、「経過措置として当分の間は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う」とあることから、分野によっては実習指導者や実習施設を確保することが難しい場合を想定しているのではないかと推察できる。

以上から公認心理師カリキュラムの検討段階での心理実習においては、公認心理師にとって分野を問わずに求められる必要な基礎知識と基礎技能について習得することと、分野ごとに備わっている「現場」につい

ての独自性について、実際に現場に赴き、実践家より説明を受けることを通して学習していくことを想定している。その上で、心理専門職が現場での実践で求められる「技能」について考え、大学院における心理実践実習に向けた準備を行うことを想定していると考えられる。

(2) 公認心理師養成校についての実態調査
—「心理実習」に着目して

ところで、公認心理師法附則第五条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と記されている。さらに、公認心理師法案に関する附帯決議においても「附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること」としている。このことから、公認心理師法成立当初から、

施行後5年を経過した現状を踏まえた上での「5年後の見直し」を行っていくことが明白になっていた。そして、厚生労働省は見直しのための基礎資料を得るため、養成教育について関係者に対するヒアリングを行った。また、厚生労働省障害者総合福祉推進事業の一環として公認心理師の現状の活動状況や養成課程における実習について複数の実態調査が実施された(表2)。以下、その調査結果の一部の中でも特に実習にかかわる調査について取り上げて概説してみたい。

ここでは、一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟(以下、養成機関連盟)が実施者となり、2022年3月に公開された「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」(一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟、2022;以下、「実習に関する調査」)について取り上げてみたい。この調査では、公認心理師養成機関となる大学や大学院と実習施設を対象にWeb調査を行った。さらに、実習施設の実習指導者、養成機関の実習担当教員、実習生を対象としたヒアリング調査を実施した。この調査報告書は300頁以上にわたる内容となっている。そのため、ここではWeb調査からわかった心理実習についての課題を中心に述べてみたい。実習に関する調査では、次の5つが調査目的として掲げられている。

- ① 公認心理師が活動する各分野等で望まれる活動や技能を明らかにすること
- ② 各分野等で行われている公認心理師養成カリキュラムの実習の実態及び課題を明らかにすること
- ③ 大学課程及び大学院課程で行われている養成カリキュラムにおける実習の全体像を把握すること
- ④ 実習担当教員、実習指導者の養成に必要な知識、技能、態度等を抽出すること
- ⑤ 各分野における実習の実践例の収集を行い、他の調査結果と統合して、実習関係者が参照できる

実習実践例集を作成すること

そして、この調査報告書の中では所在地や設置などの基本情報だけではなく、実習施設数や実習時間、実習内容、実習形態、評価方法等も含めた非常に多岐にわたる項目について調べている。その結果については、実習の課題及び提言として以下のように大きく3つにまとめている。

- ① 初任者に求められる知識と技能の共通基盤を確実に備えた公認心理師の養成
- ② 安定した実習を供給できるシステムづくり
- ③ 実習の指導・評価の標準化

この中で、「①初任者に求められる知識と技能の共通基盤を確実に備えた公認心理師の養成」について説明する。実習に関する調査による調査の結果では「実習での修得が期待される知識・技能」のうち「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」について「あてはまる」「まあまああてはまる」と回答した機関の割合が97.8%あった。これは「心理実習」に含まれる事項にある「心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ」、「多職種連携及び地域連携」、「公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」について、『あてはまる』との回答が7割前後、『まあまああてはまる』と合わせると9割以上であったことから、「要支援者等に関するコミュニケーションの知識は必須」とし、「倫理やマナーについての学びが求められていたが、それにとどまらず、要支援者等に関するコミュニケーションの知識についての学びも強く期待されていることが明らかとなった」として、[国への要望]において心理実習(大学課程)に含まれる事項(「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」)に、「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」を含め

表2 公認心理師の活動及び実習に関する実態調査

公開年月	調査名	実施者	概要
2020年3月	公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	全国の医療機関を対象に施設単位での活動と実習の受け入れ状況について調査をした。
2021年3月	公認心理師の活動状況等に関する調査	一般社団法人 日本公認心理師協会	分野ごとの配置状況、就業形態、業務内容、実習指導の業務等についての全数調査を初めて実施した。
2022年3月	公認心理師の養成に向けた各分野に関する調査	一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟	分野ごとに望まれる活動・技能及び養成課程における実習の実態と課題について調査を実施した。
2022年3月	医療機関における公認心理師が行う心理支援の実態調査	一般社団法人 日本公認心理師協会	医療機関における公認心理師の心理支援の実態について調査を実施した。
2022年10月	公認心理師教育コアカリキュラム案—最終報告—	公認心理師養成大学教員連絡協議会	医師・看護師等の他の専門職を参考にして、公認心理師養成教育におけるコアカリキュラム案について作成した。
2023年3月	公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査	浜銀総合研究所	公認心理師の活動実態と心理演習・心理実習を指導する者に向けた法定講習会のカリキュラム及びシラバス作成を目的とした調査を実施した。
2023年5月	コンピテンシー・モデルに基づく公認心理師養成カリキュラムの提言	一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟	公認心理師が身につけるべき資質と能力(コンピテンシー)について調査し、養成カリキュラムの課題と提言についてまとめた。

ることを望む」(『実習に関する調査』、p.230)としている。

このことについて、岩山(2023、p.55)は重要な提言の一つになるとしながらも、「『心理実習』に含まれる事項が決められた議論のプロセス(岩山、2021)と矛盾する提言であるだけでなく、『実習に関する調査』の他の調査結果から見える実習施設の実態に即していない提言であると思われる」と指摘している。岩山(2023)は「実習に関する調査」から、実習形態および実習施設の分類のうち、「心理に関する支援を要する者等」に関する支援が含まない場合である「見学・講義・体験型実習」、含まれる場合である「支援実践型実習」の比率を比較することで「心理に関する支援を要する者等」に関わる事項を「心理実習」に含まれる事項に追加する妥当性について検証している。実習形態について分野別に比較した結果から「必ずしも実態を反映した提言とは言えないと思われる」と述べている。さらに、岩山(2023)は養成機関側と実習施設側の調査結果を比較して、「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」について、「あてはまる」と回答した養成機関側が73.0%であったのに対して、実習施設側は「見学・講義・体験型実習(短時間型)」では41.5%、「見学・講義・体験型実習(長時間型)」でも59.6%であったことから開きがあることを指摘している。しかし、実習施設側も「心理実習」に含まれる事項の必要度については、「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」の必要度について83.6%が「必要」と高い認識を示している(『実習に関する調査』、p.116)。また、実習施設側から示された実習生のレディネスとして期待する事項(『実習に関する調査』、p.95-96)が要約として示されているが、その中では「コミュニケーション力」「一般常識を備えていること」「コミュニケーション、ケース・マネジメント、システム・オーガニゼーションを学び、実践に活かそうという意思・意欲」「患者や職員に対する礼節」「基本的な挨拶や服装」「社会人としての基本・報連相・一般常識・マナー等」「適切な対人関係が築ける素地」「対人援助職としての基本ができていること」などがあげられている。

この内容からすると、対人援助職に求められる共通した態度形成や社会通念などの素養を備えていることを実習施設側は求めていると推測できる。また、実習施設側の修得が期待される知識・技能および態度の結果についてみると、「見学・講義・体験型実習での修得が期待される態度等」(『実習に関する調査』、p.113)においても「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」についてよりも「組織で働く際のマナーや振る舞い」「支援者等への適切な態度」「専門職としての責任感」について、実習形態(短時間型・長時間型・支援実践型)に問わず高値になっている。岩山(2023)も「対人関係全般に関わる常識やマナーなどの態度の要素もオーバーラップ

していると解釈する方が妥当」と述べている。

以上のことから、養成機関側としては「心理実習に含まれる事項」についての国への提言として「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」を含めることを要望することは理解することができる。大学・大学院におけるヒアリング調査結果においてもその課題について述べているが、「支援や連携など全ての基盤にある『コミュニケーション』の意識・技能・態度は、実習に臨む以前の大学課程段階からどのように養成していくかの工夫が必要である(実習、演習以外の科目や機会も含めて)」(『実習に関する調査』、p.191)としている。コミュニケーションの知識と技能についての習得と、その習得過程における態度形成に向けた指導をどのように行っていくかについては、カリキュラム全体を体系化していく中で位置づけていくことや、実際の指導場面でのあり方や取り組みについて、今後のどう指導を行うか課題検討が求められると考えられる。

3. 「コンピテンシー・モデル」によるカリキュラム改善に向けた提言

この他にも表2にあるように、いくつかの公認心理師養成に関する調査が行われている。いずれも養成カリキュラムに関しての成果と養成教育上の課題について養成教育側だけではなく、実習施設側の実態や要望についての調査もなされている。このことから公認心理師養成が養成大学のみによって行われているのではなく、実践現場となる実習施設やその実習指導者と共に教育の枠組みを作っていくことが制度的に位置づけられており、心理専門職養成の新たな観点と考えられる。

以上のように実践現場となる実習指導者からの回答も含めた前述の調査結果を踏まえ、養成機関連盟(2023)が現段階における公認心理師養成の成果について分析し、これからの改善すべき課題について「コンピテンシー・モデルに基づく公認心理師養成カリキュラムの提言」(以下、カリキュラムの提言)としてまとめた内容に触れてみたい。

公認心理師カリキュラム等検討会(2017a)によればカリキュラム等の検討に対する考え方には、「Outcome-based education;卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法」(公認心理師カリキュラム等検討会、2017a、p.1)を重視することを掲げている。その考え方に関して、養成機関連盟(2023)ではコンピテンシーという概念に基づき養成教育について検討した。コンピテンシーとは、高い業績を上げている人物に備わっている行動や思考、判断基準の特性のことを意味している。コンピテンシー・モデルについて「心理的アセスメントや心理支援を含む多様な支援を総合的に行う資質と能力を有し、要支援者の自己決定を尊重するプロフェッショナルリズム(専門性)

を基盤として、反省的实践や関係性を重視し、科学的知見について多様性や個別性を考慮して活用し、さまざまな価値観や学問に開かれた多職種協働を重んじる実践的なモデルである」(公認心理師カリキュラム等検討会、2017a, p.15)と説明している。そして、カリキュラムの提言ではどの分野においても求められる共通の公認心理師の資質と能力について示し、大学(学部)卒業時、大学院修了時のレベルでの「目指すべき公認心理師像」を構成しているコンピテンシーについて整理をした上で、現カリキュラムの課題について述べている。そして、「目指すべき公認心理師像」についてコンピテンシー・モデルに基づく提言の概念図を示して公認心理師養成のあり方について提言している。この中では、公認心理師に求められるコンピテンシーに基づくコアカリキュラムの策定の必要性について述べ、授業科目全体の再構造化を提案している。

コンピテンシー・モデルではどの分野にも共通した土台となる基盤コンピテンシーと、各分野において求められる特徴的な機能コンピテンシーとに分けている。分野ごとにある特徴的な機能コンピテンシーが発揮されるためには、どの分野にも共通したコンピテンシーがあると認識していくことで学習が深まると考えられる。基盤コンピテンシーと機能コンピテンシーは心理専門職としてこれから先の研鑽を通じて求められていく観点と内容であり、生涯に渡る自己研鑽の中で達成されていくと考えられるが、養成教育段階の始まりから意識させていくことで「プロフェッショナルリズムの学びを養成の早い段階から開始し、それを土台として心理支援に関する基本的遂行能力の学修を進め、その学びの中で反省的实践や関係性といった重要な基盤コンピテンシーの修得を目指すことが養成段階で重要」(公認心理師カリキュラム等検討会、2017a, p.16)と述べている。そして、公認心理師養成教育においてコアカリキュラムが策定されていないことを課題の一つとしている。コアカリキュラムを策定していくことで、共通した基準に基づく教育内容(コンテンツ)となり、その教育方法(メソッド)の水準を保ちつつ、それぞれの工夫していくことで大学としての独自性を示すことができ、学校を選んでいく際の多様な選択肢を学生に与えることができるとしている。

また、公認心理師に求められるコンピテンシーに基づいてカリキュラム策定していく際には、特に「プロフェッショナルリズムをコアカリキュラム、ベンチマークの重要点に設定し、養成課程で着実に身につけさせることが求められる」(公認心理師カリキュラム等検討会、2017a, p.21)としている。そのことを実現していくために、大学(学部)で学ぶ科目について「Ⅰ. 心理学基盤科目」「Ⅱ. 心理学理論科目」「Ⅲ. 心理学実践科目」「Ⅳ. 心理学展開科目」「Ⅴ. 心理学関連科目」「Ⅵ. 演習・実習」の6群に整理をしている。そして、科目群作成の上で学部段階における現在の25科目の授業の一部について分割・統合・新設、開講期間を拡大の提案をしている。さらに、学部段階卒業時及

び大学院段階修了時での到達目標(ベンチマーク)と、それぞれの到達目標の確認方法についても言及している。

「コンピテンシー・モデルに基づく提言の概要」の中で、「(4) 心理演習と心理実習を充実させる」とし、「a. 心理演習及び心理実習の構成 (a) 心理演習・心理実習前の必要科目を位置づける (b) 大学附属相談施設での学びを心理実習に位置づける b. 心理演習及び心理実習を通年科目とする c. 評価方法の明確化」(養成機関連盟、2023, p.31-33)について述べている。学部段階の科目では8つのコアコンピテンシーをあげてその中で扱うことが好ましい考える目安を示しているが、その中で心理演習と心理実習には「研究と評価」以外の7つのコアコンピテンシー(「プロフェッショナルリズム」「心理支援の基本的遂行能力」「反省的实践」「関係性」「科学的知識と方法」「多様性と個別性」「多職種協働/学際的な考え方」)があると述べている(養成機関連盟、2023, p.27)。

そして、心理演習と心理実習を充実させていくために「(a) 心理演習・心理実習前の必要科目を位置づける」は、「公認心理師の職責」「心理的アセスメント」「心理学的支援法」の3科目について、心理演習及び心理実習を受講する前に必須科目として習得する位置づけとしていく案を示している。知識を学び実習にて体験学習を行い、実践的な知識の習得につなげていくという考え方である。「(b) 大学附属相談施設での学びを心理実習に位置づける」では、大学院で行われている「担当ケース」にかかわる実習であるが、学部における実習においても大学附属相談施設での学習は意義があるとしている。大学附属相談施設を見学したうえで、実際の事例への支援の在り方を概要として学ぶことができれば、その支援の動きがイメージしやすく、実践的感覚に繋げていけるという発想がある。加えて、個人情報保護のもちかたについて実務レベルとして学ぶことに繋がると考えられる。

さらに、公認心理師の4業務である「心理的アセスメント」「心理支援」「コンサルテーション」「心の健康教育」について、コアコンピテンシーで示されている「プロフェッショナルリズム」「反省的实践」「関係性」「科学的知識と方法」「多様性と関係性」「多職種協働/学際的な考え方」と関連付けながら実践感覚を得られるように学修して到達目標を達成するためには、内容の幅と豊かさ求められることになる。そのため、半期ではなく通年科目を基本としていくことが適切であるという考えを述べている。

また、評価方法についても触れており、「(a)『公認心理師の職責』『心理的アセスメント』『心理学的支援法』で得た学びが活かされているかという観点からの評価」「(b) ロールプレイや見学等をどの程度実施できたのか、それらがどのスキルの成長につながったのかという観点からの評価」「『公認心理師の職責』で学んだ到達目標の具体像とそこに至るための道筋を体験から考えるという点からの評価」「専門家としての成

長ならびに個人としての成長という観点からの評価」の4つの観点について指摘している。

以上は、養成機関連盟による「コンピテンシー・モデルに基づくコアカリキュラムへの提言」であったが、公認心理師養成大学教員連絡協議会からも「公認心理師教育コアカリキュラム案—最終報告—」（2022年10月）が示されている。コンピテンシーの内容やそれに基づくコアカリキュラムについての議論は何を重要視して、実践をどう捉えていくかにより、コンピテンシーの内容に対する考え方が異なると思われる。また、「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」（浜銀総合研究所、2023）では公認心理師の活動実態を調査し、心理演習・心理実習を指導する者に向けた法定講習会のカリキュラム及びシラバス作成を目的とした調査が実施されている。このように養成カリキュラムについての議論は今後ますます行われるであろうと考えられる。

4. 養成カリキュラム以外の学習の意義

前述したように、心理学系の学部は公認心理師養成カリキュラムが登場したことにより、その制度における教育のカリキュラムを中心に据えて展開されるようになってきている。養成カリキュラムの基本モデルとなる構造は、4年間の学部段階における学修と2年間の大学院段階の学修となり、心理専門職は大学・大学院合わせた6年間での養成教育期間の設定となっている。しかし、公認心理師受験資格のルートを見てみると、上記の基本モデルとなるルートの他に大学において学部段階における養成カリキュラムを学修した後、公認心理師法施行規則第5条で定めている施設にて2年以上公認心理師法第2条第1項に掲げられている業務に従事することでも受験できるルート区分Bが定められている。2023年10月25日現在、公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設は全国で9施設ある（厚生労働省、2023b）。ルート区分Bによる受験資格を得られる施設は全国に点在していて、実際には施設に通うことが可能な範囲に住居している者でなくてはならない。また、施設ごとに受け入れ定員が定められているため、ルート区分Bによる受験者数はかなり限定されると考えられる。したがって、受験資格ルートから見てみると、公認心理師養成は学部での学修を必須の基盤とした教育として捉えられているという考えにもなる。補足となるが、このことは実践現場において、公認心理師有資格者となる実務者の大部分は修士課程の学位をもつ者となるが、学位を持たない者も含まれることを意味している。養成教育を大学院段階も含めた6年間以外に実務現場での経験を経て受験できるような余地があることは、公認心理師の専門性についてどう捉えていくかという議論に今後繋がるのではないと思われる。

ところで、本学のように主たる学習者が社会人学生であり、通信制による教育を展開する大学にはとって

は通学制の大学とは異なる背景や事情があるため、養成教育実施についても他にはない特徴があるように思われる。そのことを説明していく前に気になる点について述べてみたい。先述したように養成カリキュラムが登場したことにより、心理学系の学部段階の教育が養成カリキュラムを中心に構成されていく可能性が高くなるということである。心理学やその応用分野の一つである臨床心理学は、近接領域の学問とも密接に関係する中で発展してきている経緯があると考えられる。心理学領域だけでも大変多くの分野があり、すそ野が広い学問と考える。そのように考えると、学部における心理学系のカリキュラムが養成教育制度で求められる内容のみに集約されていってしまい、それ以外の科目や分野について学生の関心が向かなくなるとしたら、それは養成教育の上でも弊害となり、人の心理的援助にかかわる学問の基盤を揺るがすことになりはしないかという懸念である。

養成カリキュラムは明確に資格取得を目指している学生にとっては定められた科目と内容を学修していくというわかりやすさがある。一方で心理学や臨床心理学に漠然と興味を抱きつつ自分が関心をもつ領域を明確にしたいと考えている場合や、他の学問への関心や関連分野についての関心も有している場合などもあるであろう。そのような多様な学びの動機や関心が損なわれることのない教育の機会の提供がなされていくことが大切ではないかと考えている。また、公認心理師資格取得を目指してはいない者に対しても、養成カリキュラムを通しての学びから少しでも意義があると実感できるように教育を展開していくことが教授者には求められるのではないかと思う。繰り返しとなるが、心理学は基礎心理学から応用心理学まで学問としての対象範囲は非常に幅広い。その一部である臨床心理学も多様な近接領域との接点がある学問と考えられる。したがって、すそ野の広い学問分野に触れながら学びが深まっていくプロセスや、異なる分野から人の心を捉えていく観点について学んでいくことも心理職の専門性を支えていく素地にもなるのではないかと考えられる。心理専門職を目指している者にとっても、分野を超えた学習体験や学びの交流がもてるような基礎を作ることが学部段階においては大切だと考える。筆者は大学の時に生命倫理（bioethics）について学ぶ機会があった。危機に陥った際の人の気持ちの揺れや現実的な選択を迫られる究極の岐路に立ったとき、様々な考えや価値観が同時に心の内側から浮かんでくることや、現実としては複雑な判断プロセスがあることを学ぶことができた振り返る。そのことは、いまから考えると臨床場面で求められる援助者の態度を考えると臨床的判断を検討していく際の現実感覚、多様な文脈から事象を捉えていき優先度を考えていくといった観点を支える下地になっていると強く認識している。養成カリキュラム以外の学問から心について考える意義を伝えることも大切ではないかと考えている。

5. 「心理演習」「心理実習」の授業実施から考えたこと

本学では大学院段階の養成カリキュラムについて、通信制大学院として心理専門職の質の保証を担保しつつ、持続可能な教育指導体制を構築することが可能であるかといった観点から議論を重ねていった経緯がある。その結果、本学では学内に実習施設をもっておらず全ての時間数を学外実習施設に委託することになること、コロナ禍を体験し不測の事態において450時間以上とする心理実践実習の実施は相当厳しい要件であることがわかった。そのため、法的要件を満たし責任ある実習指導を行うことは現状困難との判断に至った。したがって、本学での公認心理師養成は学部段階のみとなったわけであるが、6年間の養成教育を一貫して提供できていないという意味では不完全といえる。しかし、一方で学部段階における養成教育について注力していくことで、教養教育を掲げる本学においては多様な学びの動機をもち、幅広い分野を学ぶ学生に対して心理臨床の専門教育に繋げていける可能性を有しているのではないかと考える。

本学の「学士課程における教育の基本方針」にある教育の目標には、「本学の教育は、各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、放送を活用して大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に応えるため、教養学部という一つの学部として、古今の学術研究の成果を総合しながら、人類が直面している『社会の持続的発展』の解決に手掛かりを与えるような学問的教養の涵養を図ることを目的としています。そのため、学習者がこれらの諸課題にかかわるものの見方や考え方を豊かにし、それらの諸課題を解決するための知識・技能・方法を身につけることができるように教育を展開します」(放送大学、2023)と示されている。この教育の目標に沿う形で学部段階の科目については学問分野に応じた系統的学習を編むことができるようになると同時に、特定の学問分野を超えて幅広い知識が修得できるように柔軟性がある教育課程編成ができるようになっていく。

社会人が主たる学習者となる本学においては高等学校卒業後に資格取得を目指して進学をしてきている通学制とは異なる様相があると考えられる。社会人学生はそれまでの社会体験や職業体験、また、生活史の中で気づくようになった問題意識があり、それが学習への動機を支えている。キャリアチェンジを見据えてリカレント教育として学習する者もいれば、生涯学習の観点から生活者としての目線で周囲の社会的問題や自身の活動を支えていくための視点を獲得していくために学ぶ者もある。このように学びに対する動機を明確に持っている者が多い。

本学の心理演習・心理実習が開講して2年目となるが、そこでの教授体験に基づきつつ、以下の3つの観点から本学の特徴と感ずる点も含めて述べていき、心

理演習・心理実習の授業を展開させていく上で重要になると思われる観点について整理してみたい。

(1) 関係者の協力により実現する授業運営について

本学はオープンユニバーシティであるため、学内で心理演習・心理実習を受講する場合には選考試験を実施している。選考試験を希望する場合、『心理演習』『心理実習』受講のための選考試験ガイダンス動画を視聴した上で申し込み時に「課題レポート」の提出をすることを要件としている。課題レポートは合否判定には用いるものではないが、第2次選考試験において学生の背景を知る上での参考としている。

選考試験は2段階により判定される。第1次選考試験はCBT (Computer Based Testing) 方式による試験を行い、通過者に対しては第2次選考試験を課し、実習施設等での実習を行っていきける遂行能力や適性・意欲について判定している。受講定員を30名としているが、これは「教育の質」をいかに担保していくかという議論を繰り返す中で判断されていった数である。第1回目2022年度出願者数は363名(12.1倍)であり、第2回目2023年度は513名(17.1倍)であった。心理演習は大学本部のある幕張で行い、首都圏を中心に心理実習を行っている。本学での実習担当教員は、公認心理師教育推進室専任教員3名と臨床心理学プログラム所属教員1名の構成で指導に当たっている。この4名の教員により選考試験業務、演習・実習の計画立案、実習施設の開拓・交渉・スケジュール調整といった運営管理業務、授業の実施を行っている。30名の学生に対して4人の教員が事前指導・事後指導等について合同で授業を実施し、現地での実習についてはグループに分かれ見学を実施している。4人の教員は全員臨床心理士有資格者であり、多様なフィールドでの心理臨床実践を有している。全員が、相手に対して自らをかかわらせていくことの重要性、そのかわりの中で多様な可能性を見出していく姿勢、そのためには相手に対して共感的であるように努力していく姿勢などといった心理臨床の基礎となる基本的な考え方が一致している。

心理実習については講義、講演、事前指導、現地見学、事後指導等から構成されている。授業方法として講義等のほか、学生によるグループ討議や発表、レポート作成等を実施してもらい、その内容について教員がコメントし、さらなる質疑応答をするなど学生への教育的アプローチは多岐にわたり濃密な授業体験ができるように工夫を行っている。また、実習の半ば頃には中間指導を実施し、学生1人に10分程度の個別面談を実施して授業理解や体験の深まり、今後の進路への見通しを聞き取ることで後半の授業実施に向けた方針作りの参考としている。

ところで、実習担当教員は授業運営にまつわるマネジメント業務と併行して実習施設を確保していくために奔放することになる。どこの養成大学においても実習施設の確保に苦慮していると思われるが、本学では

臨床心理学プログラムの協力を得ることや、実習担当教員の関わりがある施設や個人的なネットワーク、新規開拓により実習施設を確保している現状がある。公認心理師法では5分野（保健医療・福祉・教育・司法矯正・産業労働）といった幅広い分野での見学実習を求めている。当面の間は保健医療分野についてのみ必須となっているが、本学においては5分野についての現場実習を実施している。この中でも保健医療分野での実習には難しさがある。病院での見学を行うが、治療の現場に一回の見学で多くの学生の受け入れが可能な施設はない。学生の見学は5名程度、引率を行う教員を含めても7名が最大と考えている。実習を受け入れている実習施設では多くの大学から依頼があるため、施設側から指定される日程や期間に応じて実習計画やスケジュールを立てていく必要がある。コロナ禍中においては、見学受け入れのために見学者に求められる受け入れ要件の基準は高く、医療従事者に求められる行動基準に準じる記録の提出を求められる場合もあった。また、本学特有の難しさもある。本学の学生は社会人で全国に在住している。そのため、コロナ禍においては学生各自の職場から求められる移動制限についても確認した上で見学実施日について確定していく必要があった。コロナ禍における影響を鑑みて厚生労働省は医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設に対して学生の不利益とならないように実習実施にあたり弾力的運営と配慮を行うように通知を出していたものの、実習施設側は業務が安全に運営されていくことを優先しているため、見学の範囲や時間など限定的になることがあった。

現場に赴き見学を行う実習であっても、実施日直前まで実習施設側との調整が必要になる。また、実習施設側の組織改正や施設内の事情、実習指導者や担当者の異動などが直前に生じることで変更を余儀なくされる可能性もある。実習の受け入れについては実習施設側が永続的に受諾できるわけではない。

学生側にとっても自身の体調不良や家庭の事情等が生じることがある。全国に在住する社会人学生が一定期間に集まること自体ハードルが高いことであるが、日程確保のためには学生自身も周囲の関係者と様々な交渉や調整を常時行っていく必要があり、社会的技能がそもそも備わっていないとてはならない。

以上のように、実習施設側の事情という外部要因や学生や教員の事情という内部要因について考慮しながら実習スケジュールを確定させていく作業を同時に複数の実習施設に対して行っている。それは極めて高度な調整作業である。そして、万が一見学実習に参加できなかった場合に対する対応についても、個別の事情を鑑みた上で学生に不利益にならないように実習担当教員が協議のうえ迅速に判断をし、代替案を出していく必要もある。したがって、教員間の情報共有は欠かせないことと、学生との連絡や事務対応を行い教員への情報提供や実習事務管理をつかさどる事務担当者との連携も重要になる。このように、常に流動的に事態

が変化していく可能性があるという共通意識を実習業務にかかわる者が共有することで授業運営の枠組みが維持されていくと考えている。

(2) 社会体験を踏まえ実習現場を考える学生への指導について

学生の授業中の発言やコメント、レポート、授業の半ばで個別に面談をする中間指導等から感じることにについて述べてみたい。学生は単に資格取得を目指しているという以前に、養成カリキュラムの講義での学びを踏まえて、自らが実践者としてのかかわりをしていこうとする際に、自らはどのように行うだろうかというシミュレーションをすることや自己吟味をしようとする姿勢があるように感じられた。そして、授業を通して資格取得に対する自らの動機の確認やそこに近づいていくための進め方について、各自の社会的体験を背景にしながら考えを巡らせているといった印象をもった。

また、当初筆者は、資格取得について学部段階の学修を終えた直後に大学院進学に向かうといった直線的な進学イメージを学生は持っていると考えていた。しかし、そうではなく、自らの仕事の状況や職場での立場、家庭状況など社会的文脈を意識していて、自らの現状を捉えつつ次に向けたステップを作っていくために、適切なタイミングをうかがっているように感じられた。つまり、大学院への進学や資格取得について、各自が自分の人生の中にどう位置付けていくのかを考え、その先の展望を描いているのではないかと思うようになった。

他にも心理演習や心理実習での学びから職場や生活の中で生じている事象について、自分がおかれている立場や社会的文脈を踏まえ、例えば声掛けや振る舞い、相手にかかわる際の着目点などについて具体的に考えを巡らせているよう感じられた。さらに、心理専門職の考え方や業務を知ること、その実践を具体的に知っていくことで現在の職業について再考する者や、自らの職業アイデンティティが明確化されたと感じる者、自らの仕事に対する意欲を新たにしたいといった感想もあった。いずれの場合も、学生は授業に参加する以前に想像していたことや、講義や書物からイメージしていた心理専門職の姿が演習や実習を通して修正されていたり、再構築されていたりするような体験になっているのではないかと考えられた。

上記の感触は中間指導者においても同様であった。中間指導では学生の授業への理解や学びの様相を教員が知り、今後の進路の見通しなどを把握する目的がある。学生自身にとってみれば、授業体験を振り返る機会になると思われる。その結果としては、現在のところ心理演習・心理実習受講者の多くは資格取得を希望する意向があるように思われる。しかし、資格取得を目指しつつも、進学に適した時期や大学院での研究テーマの検討や実践的訓練について逡巡している印象があった。また、学生からは「自らの職業アイデンティ

ティに対する再確認や自己検討を行う結果となり、自分と向き合う経験になった」との発言も複数みられた。このように資格取得については自分にとっての意味合いを考えて判断しようとしているように思われた。

心理演習や心理実習ではカリキュラム上は実践現場について具体的に知るという目的があるといえる。しかし、それだけではなく心理演習や心理実習の受講を通して自己発見や自己理解への深まりが見受けられるのであり、自らがおかれている状況を含めてその先の道筋やキャリアについて具体的に考えようとしていることがわかる。このように学生それぞれの学びの体験の様相について知り、この先の方向性について各自の考えがどのようにまとまっていくのかというプロセスに教授者側が注目していくことで、個々の学生の学習への支援や進路に向けたコメントが可能になるのではないかと考えられる。

本学の学生にとって対面による授業を同じ関心を有する者と限られた機会にて共有する機会は極めて貴重と考えられる。選考試験を突破して通年に渡り同じメンバーで授業を受けていくこと、複数教員から一つのテーマについてのコメントを聞きながら学ぶという形式へは受講者の肯定的コメントが多い。それぞれのコメントの共通項や差異を自分なりに検討して、自分の言葉にまとめ上げていく過程において捉え方や理解の幅が広がっていくのだろうと思われる。

(3) 「いま、ここ」での感覚に基づく相手への関わり

筆者が所属していた前任校はコメディカルの人材養成を目的としていた通学制の大学であった。学生は職業体験がない若い年代が主であり、援助現場の様子や実際の職員の動きがイメージできる者は少なかった。また、他者との交流に苦手意識のある学生も多く、基本的な挨拶のかわし方や連絡の取り方、集団活動の持ち方など一般的な社会的技能について教授していく必要があった。専門職としての活動はこうした社会的技能の上で成り立つわけだが、自らの振る舞いに常に意識的であることを授業時間以外の多様な学生生活の場面も教育の機会と捉えて必要な働きかけを行っていた。このように、心理専門職養成に限らず援助職の専門性を支えている一般的な社会的技能について、その訓練は授業においてのみ実施するだけではなく、大学内での様々な場面も含めて教員が学生に働きかけることで身につけていくのではないかと考えている。それは、生活の中で予想外の偶発的な出来事が生じた際に自らが何をどうできるか、どのような手だてを用いて対応していけるかについて考え、判断を下して行動をとることや、その結果について振り返るといった実践知を学ぶ機会になると考えるからである。そして、それは心理臨床の実践の前提となる作法でもあり、専門的判断を行う感覚にも通底していくように考えられる。

しかし、通信制大学においては元来上記のような構

造を設定すること自体が難しい。本学の心理演習・実習は通年開講のため、他の講義科目よりも教員や学生同士の交流の機会は複数回設定されることになる。それでも通学制大学のような接点はなく、学生の日常の様子を教員が知る機会はない。学校生活の中で偶発的に生じた事態を素材にして学生にかかわる場合は、インシデントなど極めて限定された機会になると思われる。そして、そのような場面はどちらかと言えば、集団を対象として学生全体に注意を促す指導が中心になってくる。一方、社会的技能の習得を促していく働きかけは個別のであり、個人に備わっている潜在的な力や集団への貢献といったポジティブな側面についても注目し、それが生じた直後に伝え返していくことで自覚される場合も多い。ポジティブな行動が見られた直後にコメントをしていくことで行動と言葉が結びつきやすく、学生自身の自己理解を促すと考えられる。このように前任校では振り返りを通した内省化を促す働きかけと、望ましい行為が見受けられた場面にて即時に肯定的なコメントを返すことで指導を行ってきた。いわばクラス担任のように、それぞれの学生に応じたコミュニケーションや集団関係における課題について、一人一人に合わせた働きかけを学生生活全体の中で行っていった。その結果、学生の意識や態度が変わっていったという手応えをもっている。特に気になる学生については、教職員間の情報共有と教員全体で対応することで、学生の自己理解や人間関係づくりに向けた試みを行えるようになったと思う。

しかし、本学の場合は社会人学生が中心であり、その中でも心理演習・心理実習受講者は心理臨床の実践現場の経験がなくとも近接領域で援助実践に携わっている者も多い。援助職ではない場合でも職業人として社会体験が備わっているため、若年層の学生とは様子が異なっているように思われた。心理臨床の近接領域で援助活動を有する者や企業の人事や管理職としての役割にある者、さらに、自らの業務遂行の体験の中で心理専門職との関わり合う機会を有する者など多い。組織的な活動やグループ内でファシリテーター役を経験してきている者も多い。したがって、授業内でのグループ体験や話し合い等活動全体を通した関わり合いの中で、自らのコミュニケーションの持ち方について意識しているように思われる。実習担当教員はグループ活動場面では机間巡視を行いながらその様子を見ていくことで、個々の状態やグループの展開について注意を向けている。そこで感じたことを授業内においてフィードバックしていくが、そこで学生は自分の他者へのかかわり方について再認識するようである。したがって、本学の学生の場合、社会的技能の習得といっても、むしろこれまでに身につけてきた振る舞いについて振り返り、立場を変えて相手に関わるといったシフト・チェンジの感覚を学ぶ機会になっていると思われる。それは、他の援助職としての専門性を有する者や、組織におけるこれまでの職位や立場において身につけている自らの態度や対人関係上の特有なスタ

イルについて意識することが求められてくるかもしれない。

また、本学の学生は自らの体験にまつわる個別性が高い具体的な事象や、興味あるテーマについて深く追求していきたい欲求があるように感じている。実際にそのような質問を講師に対して行う場合も多い。一方で、いま、この場でなくては聞くことができないような内容や見学直後の五感で感じ取っている感触を大事にした素朴な疑問や連想に基づく事柄を聞いてみるといった率直な質問の表明が少ないようにも感じている。心理臨床は「一回性」を重要視している。「いま、ここ」の感覚で、この場でこの瞬間でしか相手に聞くことができないと判断した内容をたずねてみるといった姿勢も、臨床場面における態度やコミュニケーションとしては大切になると考えている。さらに、自らがもつ関心あるテーマだけではなく、その関心から離れて俯瞰的に捉える感覚も心理臨床の実践としては重要になると考える。この点についても学部段階でどのように教授できるか課題になると考えられる。

6. まとめ

最後にこれまで述べてきたことを踏まえて、本学での心理演習・心理実習の実施において、どのような観点をもち授業を展開していったらよいかについてまとめてみたい。

現在、養成カリキュラムの改善に向けてコンピテンシー・モデルからの検討やコアカリキュラムについての議論が展開されていて、今後より活発化すると考えられる。しかし、厚生労働省（2023c、2023d、2023e）によると、学部段階での養成カリキュラムを備えている大学は224校、専修学校は1校あり、大学院については188校となっている（2023年12月1日時点）。このことは、大学と大学院での定員数については数の上で相当の差異が生じていると考えることができる。そのため、大学院への進学は極めて狭き門になると推測される。したがって、学部段階の養成カリキュラムを学修した者が心理専門職以外の進路に就いていく可能性の方が高いことを意味していると考えられる。資格取得を目指しながらも大学院への進学を断念した者や進路変更をした者、そもそも心理専門職以外の進路を希望している者も学部段階においては多いと推測される。養成カリキュラムを学ぶことがそのような彼らにとっても意義があり、社会の中でどのような活躍が期待されるかについて説明することが各大学には求められてくるのではないかと考える。

養成カリキュラムにおいて、特に心理演習や心理実習は自らの振る舞いを省察することや自らの考えを伝えていくこと、グループでの議論や作業を通して他者との関係構築を作りつつ課題に取り組むといった行為があり、そこには自己発見や自己理解への契機となる要素が含まれている。そのように自分について考えていく行為を通して自己形成を促す作用や、自身の価値

観、物事の見方を検討するといった自分自身の素養を涵養していく可能性が含まれている。

学部段階の養成カリキュラムを学ぶことで個人の心の世界で生じている個別の体験世界を感じ取り理解する枠組みがもて、その上で個人の心の問題と社会の動きとの関連を理解できる観点がもてたとしたら、日常生活の中で見えていない個人の可能性を見出す意識や人との関わり合いについて自らが創意工夫をする試みができるようになるかもしれない。個人の新しい可能性や潜在的力を発見していくためには複眼的観点に立つことが求められる。しかし、その重要さを理解するためには個人の心について丁寧に探究する方法やプロセスを知ることも重要になる。筆者は、心理演習・心理実習の学修を通して生活者として自身の周囲にいる者に対する様々な見方や理解が示せるようになって欲しいと願っている。そのように人を捉えていく観点がもてたとしたら、人がもつ多様さを受け止めていける態度形成に開かれていくのではないかと考えるからである。

以上のような教育の展開をしていくには、カリキュラムの内容を検討していただくだけではなく、どのように授業を届けていったらよいかといった教授者側のアプローチについての検討や研鑽が求められてくると考える。教授者側が心理専門職の養成ばかりに関心が向きがちになり、そもそも心理学や臨床心理学を学ぶという一人一人の個人の学習への動機や学びの様相について目を向けるという関心が薄れてしまうことがあれば、授業自体が形骸化していく恐れがある。特に臨床心理学領域では個々の学習者にとっての学びがどのような体験となっていて、学習が展開していく中でその学びの深まりがどう展開しているかについての各自のプロセスについて教授する側が注視しておくことは重要になると考える。なぜならば、臨床心理学への関心が向けられた契機はそれぞれであり、その切り口をきっかけにして自らにとっての学びの棚を作り上げていくように知識を整理するだけではなく、学習体験を内的に体系化していくことで、その後の学習の仕方や研鑽スタイルの雛型が作られていくからである。

本学の心理演習・心理実習の受講学生は心理専門職になることを目標に学習を開始しているようである。しかし、その学習過程には自己発見的な要素が含まれているため、自己理解が深まっていくと思われる。つまり、他者への援助を行っていくための原理や技法について学びたいという動機が、むしろ自分についての理解を深めていく手掛かりとなるように思われる。その結果、得られた知識や技能を自分の生活の中で活かしていき、自らの心の健康を保つことに取り組める場合もあれば、逆に知識を得ることによって、それまで意識していなかったような負の側面を気にしていく場合も生じるであろう。

養成カリキュラムは大別して原理と技法についての学習構成となっている。そこには講義として向き合い知識を得ていく学習段階、その知識を踏まえた上で実

践に触れる準備として模擬的に体験学習を行う演習の段階、実践現場に触れていく体験学習である実習の段階がある。後者になるほど自己を意識し自分と向き合うことが求められる割合が増していくと考えられる。学習者が自己にどう触れているのかという点について教授者側が関心をもちコメントを返すことや問うことを通して、学生は自らが学習に取り組む意味や期待を明確化していくようになると考える。学習者が自らの心の動きについて自覚的になり、学ぶ動機について自らの内的過程を捉えながら探索的に検討をしていくことは、大学院における専門的で実践的訓練に向けた準備になるだけではなく、どのように学ぶことが自分にとって意味あることなのかといった内的な意味合いについて主体的に考えることに繋がっていくと思われる。そして、他の学生と丁寧に討議をしていく体験を通して、自らの見方や考え方を広げて相対化させていく練習の機会になると考えられる。それは臨床心理学という学問の性質を理解する上でも大切になると考える。

今後は心理演習・心理実習の修了者に対して、それがどのような学習体験であったのか、また、修了後にそれらの学びが自分にとってどう位置づいているのかについて調査するなどして、本学の特徴を踏まえた教育方法について検討する素材を得ていくことが課題になると考えている。

引用文献

- 浜銀総合研究所 (2023). 公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113619.pdf> (2023年10月5日)
- 波田野茂幸 (2019). 放送大学における公認心理師養成に向けた「心理実習」の検討 放送大学研究年報、37、31-43.
- 放送大学 (2023). 学士課程における教育の基本方針 放送大学 Retrieved from https://www.ouj.ac.jp/doc/about/ouj/basic_policy_1.pdf (2023年10月15日)
- 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 (2022). 厚生労働省令和3年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」報告書 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963603.pdf> (2023年10月5日)
- 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 (2023). 公認心理師養成カリキュラム検討委員会報告書「コンピテンシー・モデルに基づく公認心理師養成カリキュラムの提言」 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 Retrieved from <https://kouyouren.jp/wp-content/uploads/2023/07/20230701.pdf> (2023年10月9日)

岩山孝幸 (2021). 「心理実習」に求められる学びのあり方について—公認心理師カリキュラム等検討会・ワーキングチームの議論をもとに— 昭和女子大学生生活心理研究所紀要、23、115-122.

岩山孝幸 (2023). 「心理実習」に求められる学びのあり方について (3) —「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」報告書をもとに— 昭和女子大学生生活心理研究所紀要、25、53-63.

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 (2023). 「臨床心理士」資格取得者の推移公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 Retrieved from <http://fjcbcp.or.jp/shitokusha/> (2023年10月9日)

公認心理師カリキュラム等検討会 (2017a). 公認心理師カリキュラム等検討会報告書 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo-kushougai-hokenfukushibu-Kikakuka/0000169346.pdf> (2023年10月10日)

公認心理師カリキュラム等検討会 (2017b). 第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム議事録資料4 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo-kushougai-hokenfukushibu-Kikakuka/0000152506.pdf> (2023年10月10日)

厚生労働省 (2023a). 公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について——ヒアリング結果に基づく中間整理—— 社会保障審議会障害者部会第136回 (資料6) Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001110995.pdf> (2023年10月25日)

厚生労働省 (2023b). プログラム施設 厚生労働省 Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26518.html (2023年10月25日)

厚生労働省 (2023c). 公認心理師となるために必要な科目を開講する大学 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001158480.pdf> (2024年1月5日)

厚生労働省 (2023d). 公認心理師となるために必要な科目を開講する大学院 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001158481.pdf> (2024年1月5日)

厚生労働省 (2023e). 公認心理師となるために必要な科目を開講する専修学校 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001158482.pdf> (2024年1月5日)

宮崎 昭 (2019). 「心理演習」と「実習」科目の関係について 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 (編) 公認心理師養成の実習ガイド (pp.38-49) 日本評論社

中村博文 (2005). 臨床心理士養成課程における実習に関する考察——本質と成立の条件心理臨床家アイデンティティの育成—— 鐘幹八郎 (監修)・川畑直人 (編著) 心理臨床家アイデンティティの育成 (pp.115-126) 創元社

(2023年10月30日受理)